

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

石岡市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧八郷町地域

#### (1) 現況

本地域は、恋瀬川上流域で筑波山麓に囲まれた稲作地帯であり、また、盆地である地形や恵まれた気候と風土を活かして、季節に合わせた様々な野菜と果物の生産、それらに加えて、養鶏・養豚・酪農などが古くから盛んに行われている。

現在も、農薬や化学肥料に頼らず、家畜糞たい肥などを利用した有機栽培方法を行う農家が多く、環境にやさしい農業が行われている。しかし、担い手の高齢化や鳥獣害の深刻化などから農業生産活動や農村集落の維持が課題となっている。

#### (2) 目標

(1)をふまえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も併せて推進することにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及、及び多面的機能の発揮の促進を図る。

### 2. 旧石岡市地域

#### (1) 現況

本地域は、恋瀬川下流域で霞ヶ浦に面し、豊富な水資源を活用した稲作地帯である。近年では、野菜や米の有機栽培など、環境にやさしい農業の取り組みが積極的に行われているが、担い手の高齢化や後継者不足などの諸問題を抱えており、農業生産活動や農村集落の維持が課題となっている。

#### (2) 目標

(1)をふまえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も併せて推進することにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及、及び多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧八郷町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧石岡市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。